

平成 28 年 9 月 21 日

お客さま 各位

阪神高速道路株式会社

大口・多頻度割引の割引適用に関するお知らせ

平素より、阪神高速道路をご利用いただき誠にありがとうございます。

お客さま各位におかれましては、平成 28 年 10 月 1 日に車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等を変更するため、本年 6 月 30 日に首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)の営業規則を改正することについて、既にお知らせしたところでございますが、この度、弊社においては、阪神高速道路営業規則に記載のとおり、本年 10 月 1 日より ETC コーポレートカードに表示された車両以外で阪神高速道路を利用された場合、大口・多頻度割引を適用しない運用をさせていただくこととなりました。

なお、不正通行、不适当行為並びにカード不正貸与等についても同様に割引を適用しない場合がありますのでご注意ください。

改正の内容につきまして、別添の営業規則改正箇所（抜粋）をご確認ください。また、営業規則につきましては、弊社のホームページにも掲載しております。

お客さまが事業協同組合の場合は、組合員様にも周知していただきますようよろしくお願い申し上げます。

■改正

阪神高速道路営業規則

■施行日

平成 28 年 10 月 1 日

※平成 28 年 10 月分ご通行明細書から備考欄に下記の項目が追加されます。

追加項目	内容
*4	車両不一致
*5	環境割引、車両不一致
*6	割引停止
*7	環境割引、割引停止

<お問い合わせ先>

阪神高速道路(株) 営業部 営業管理課(名賀・谷) TEL: 06-6252-8121
(受付時間: 土日祝日及び年末年始期間を除く 9:30~17:00)

阪神高速道路営業規則 改正箇所 (抜粋)

現行	改正後 (H28. 10. 1)
<p>第5章 割引制度の適用</p> <p>(割引制度の適用)</p> <p>第20条 法第25条第1項の規定により当社が公告した阪神高速道路の料金の割引制度の適用に当たっては、当該公告及び次条から第23条までに定めるところにより取り扱います。ただし、利用者が次の各号に該当する場合は、当該公告及び次条から第23条までの規定にかかわらず、割引制度を適用しないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none">一 第9条第1項及び第2項に定める通行の方法を遵守しない場合二 第32条に定める不正通行に該当する場合	<p>第5章 割引制度の適用</p> <p>(割引制度の適用)</p> <p>第20条 法第25条第1項の規定により当社が公告した阪神高速道路の料金の割引制度の適用に当たっては、当該公告及び次条から第23条までに定めるところにより取り扱います。ただし、利用者が次の各号に該当する場合は、<u>当該公告及び第21条から第23条までの規定にかかわらず、割引制度を適用しないことがあります。</u></p> <ul style="list-style-type: none">一 第9条第1項及び第2項に定める通行の方法を遵守しない場合二 第32条に定める不正通行に該当する場合 <p><u>(事業者向け大口・多頻度割引)</u></p> <p><u>第20条の2 前条ただし書に定めるもののほか、当社は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」といいます。）のいずれかの会社からETCの利用を前提とした事業者向け大口・多頻度割引のために貸与されたETCカード（以下「コーポレートカード」といいます。）を利用する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、三会社から当該コーポレートカードの利用を承認された個人又は法人（事業協同組合を含みます。以下「契約者」といいます。）に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のコーポレートカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、コーポレートカードを利用する者が所属する事業協同組合の組合員のコーポレートカードの全部について行うものとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none">一 <u>阪神高速道路において、コーポレートカードを、当該カード上に表示された車両以外の車両に使用したとき。（三会社がコーポレートカードの利用について規定するETCコーポレートカード利用約款（以下「利用約款」といいます。）第10条の2第3項の定めに従い再発行仮カードを利用した場合及び利用約款第28条の2第4項の定めに従い既に貸与されている旧車両のコーポレートカードを一時的に利用した場合を除きます。）</u>二 <u>阪神高速道路において、コーポレートカードを、その利用する者以外の者に利用させたとき。</u>三 <u>阪神高速道路において、コーポレートカードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。</u>四 <u>当社、三会社、首都高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が管理するいずれかの道路において車両制限令（昭和36年政令第265号）に違反して六会社のいずれかから警告を受け、当該警告を受けたときから3月以内に六会社が管理するいずれかの道路において再び車両制限令に違反したとき。</u>

五 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する会社が認めたとき。

六 コーポレートカードを利用する者として不適当な行為をしたと当社が認めたとき。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のコーポレートカードの全部について割引を停止するものとします。ただし、三会社が、利用約款第24条第1項第3号から第5号までに掲げるいずれかの事由（いずれもが利用約款第23条第1項第4号又は第5号に該当する場合に限り、）に該当することにより、事業協同組合のコーポレートカードの全部について割引を停止したときは、当社は、警告を行うことなく、三会社と同条件の割引停止を行うものとします。

一 契約者が、前項の定めにより、コーポレートカードの一部について割引を停止されている場合で、当該割引停止の期間中に、コーポレートカードを利用する者が同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。

二 契約者が、前項に基づく警告を受けたときで、当該警告を受けた日から遡って過去2年間に、同項の定めに基づく警告を既に2回受けているとき。

三 契約者の代表者及びこれに準ずる者が前項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又はコーポレートカードを利用する者が、契約者の故意又は重過失により、当該各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

四 契約者が、契約者として不適当な行為をしたと当社が認めたとき。

3 当社は、阪神高速道路において、コーポレートカードを利用する者又は契約者に前2項各号に該当する事由が生じた場合は、三会社、首都高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社に当該事由の発生に関する通知を行うことがあります。

4 割引適用算定の基準となる阪神高速道路の毎月の利用額について、第1項及び第2項により割引停止の処分を受けているコーポレートカードの利用額は含みません。

5 割引の適用については、コーポレートカードを利用する者が、コーポレートカードを、コーポレートカード上に表示された車両に利用した場合に限り、（利用約款第10条の2第3項の定めに従い再発行仮カードを利用した場合及び利用約款第28条の2第4項の定めに従い既に貸与されているコーポレートカードを一時的に利用した場合を含みます。）

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行します。